

化保第190号
令和4年10月14日

一般社団法人埼玉県LPガス協会
会長 川本 武彦 様

埼玉県危機管理防災部化学保安課長 宮原 正行
(公印省略)

液化石油ガス容器運送車両の検査について（通知）

県の液化石油ガス保安行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年9月28日、愛知県で液化石油ガス容器運送車両からの容器転落に伴う火災事故（死者1名、負傷者2名）がありました。

このことを受けて標記の件について下記のとおり実施しますので、貴協会の会員あて周知くださいますようお願いいたします。

記

1 容器運送車両の路上検査

(1) 実施場所

無作為に選定した県内の公道上

(2) 検査対象

公道を往来する不特定の高圧ガス移動車両（容器運送車両を含む。）。

2 液化石油ガス充てん所等を出入りする容器運送車両の検査

(1) 実施場所

県内の任意の液化石油ガス充てん所又は許可対象の容器置場

(2) 検査対象

実施場所を出入りする液化石油ガス容器の運送車両。

3 検査実施方法

(1) 実施期間

令和4年10月17日～令和5年3月31日

(2) 検査基準

液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第48条及び第49条

(3) 検査の事前通告について

1、2の検査は原則としていずれも**事前通告なし**に行います。検査の際には本通知の趣旨を御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

担当 液化石油ガス担当

電話 048-830-8439